

よくあるご質問

Q 1 マイクロチップを装着されている犬・猫を譲り受けました。補助の対象となりますか。

A 1 譲渡された後の飼い主様は、対象外となります。補助対象となるのは、犬・猫にマイクロチップを装着させた方本人にです。

Q 2 ペットショップでマイクロチップが装着されている犬・猫を購入しました。料金の中にマイクロチップの装着費用が含まれているのですが、補助の対象となりますか。

A 2 補助対象となるのは、犬・猫にマイクロチップを装着させた方本人なので、対象外となります。なお、購入後は環境大臣指定登録機関への登録情報の変更手続きが必要になります。

Q 3 環境大臣指定登録機関への登録料は、補助の対象となりますか。

A 3 登録料として、オンライン登録は400円、用紙による登録は1,400円が必要となります（2026年4月現在）。この登録料は補助金の対象外となります。

Q 4 生後91日到達していない犬にマイクロチップを装着しました。まんのう町へ登録と狂犬病予防注射はまだできません。補助の対象となりますか。

A 4 対象となります。ただし、生後91日以降にまんのう町への登録と予防注射を忘れずにしてください。